

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小 磯 修 二
(公印省略)

「令和2年度 北海道オンライン旅行博（台湾・香港）事業」委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和2年度 北海道オンライン旅行博（台湾・香港）事業

2. 事業目的

本事業は「HOKKAIDO LOVE プロジェクト」と連携し、特集ウェブサイトでの情報発信、ライブイベントのオンライン配信並びに動画共有サイトでの配信を行い、海外対象市場（台湾・香港）におけるターゲット層の訪日・北海道観光への興味喚起、旅行先としての北海道の優先順位の向上、北海道ファンの獲得をはかり、来るべき海外渡航再開に向けた外国人観光客誘致につなげることを目的とする。

3. 契約期間 契約締結日～令和3年3月22日（月）

4. 業務内容

- (1) 「北海道オンライン旅行博」特集ウェブサイトの構築・運用
- (2) ライブイベントの企画実施・オンライン配信
- (3) ライブイベントの録画・編集・YouTube 掲載
- (4) 報告書作成

5. スケジュール（予定）

- 10月13日（火） 公示・北海道観光振興機構WEBサイト掲載
- 10月20日（火） 企画提案参加表明締切
- 11月4日（水） 企画提案書の提出期限
- 11月6日（金） 書類選考（一次審査）
- 11月11日（水） 企画提案の審査（二次審査：ヒアリング審査）、委託事業者決定
- 11月中旬 契約締結、業務開始

※本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。

6. その他

- ①事業内容に関する質問、個別相談は、企画提案参加表明締切より3営業日後の15:00までメールで受け付ける。質問ならびに回答について当機構で取りまとめ、企画提案参加表明事業者に対し、メールで送信する。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大、国際情勢の急変等により、本事業実施の中止や実施時期の変更、事業規模を縮小する場合もある。

<お問い合わせ>

誘客推進本部海外誘客部 担当/水谷、坂口

TEL 011-231-6736

E-mail(水谷) m_mizutani@visithkd.or.jp

E-mail(坂口) e_sakaguchi@visithkd.or.jp

以上

「令和2年度 北海道オンライン旅行博（台湾・香港）事業」企画提案指示書

1. 目的

北海道における訪日外国人観光客は2018年度、初めて300万人を超え312万人を記録したが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年（令和2年）2月以降の訪日外国人の来道者数はゼロベースにまで落ち込んでいる。本事業は、観光を目的とした海外渡航の来るべき再開に向け、海外対象市場（台湾・香港）の一般消費者を対象に、特集ウェブサイト構築による情報発信、ライブイベントのオンライン配信を通じて、ポストコロナにおける北海道観光の新たな魅力を立体的・多面的に情報発信し、北海道への観光誘客や北海道ファンの形成及び獲得を目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和3年3月22日（水）

※報告書作成期間を含む

業務スケジュール：

10月13日（火） 公示・北海道観光振興機構WEBサイト掲載

10月20日（火） 企画提案参加表明締切

11月4日（水） 企画提案書の提出期限

11月6日（金） 書類審査（一次選考）

11月11日（水） 企画提案の審査（二次選考：ヒアリング審査）、委託事業者決定

11月中旬 契約締結、業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

7. 業務委託内容

〔北海道オンライン旅行博〕事業内容〕

海外対象市場（台湾・香港）の一般消費者が、訪日および来道を検討する際に必要な情報やお得な情報を、特集ウェブサイト構築、ライブイベント実施・動画配信により立体的・視覚的に提供する。

（開催期間：令和3年1月～令和3年2月を想定）

〔企画提案事項〕

下記（1）～（6）の委託予定業務について企画提案をすること。

(1) 「北海道オンライン旅行博」特集ウェブサイトの構築・運用

下記内容を確認の上、できる限り具体的に提案すること。

① 掲載開始日： 令和3年1月以降

② 必須掲載事項

- A. 「北海道オンライン旅行博」道内出展者の基礎情報・観光情報 (※注)
- B. 北海道における新型コロナ感染防止対策(「新北海道スタイル」へのリンク含む
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)
- C. 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業(台湾・香港・日本国内市場ミレニアル世代向け)」で制作するLP(令和2年10月1日公開予定)
- D. 「HOKKAIDO LOVE キャンペーン」公式ウェブサイトへのリンク
<https://hokkaidolove.jp/en>
- E. ライブイベントの開催告知
- F. ライブイベント録画・編集動画(YouTube掲載)へのリンク
- G. 当機構公式ウェブサイト GoodDay 北海道(中国語繁体字版)へのリンク
<https://tw.visit-hokkaido.jp/>

※注)

- 1) 「北海道オンライン旅行博」の出展対象者は、道内自治体、DMO・観光協会、協議会等とし、出展費用は無料を予定。出展者の募集広報は当機構にて実施する。
- 2) 受託事業者は出展希望者を集約し、出展希望者から情報を収集し掲載すること。20団体以上の出展を目標とすること。
- 3) 掲載する出展者の情報は、出展者紹介写真1点、ワンポイント(中国語繁体字)、出展者の情報サイト・動画のURLリンクとすること。

③ デザイン

下記1)～6)に留意し、サイトデザインを提案すること。

- 1) 「HOKKAIDO LOVE」のロゴをページデザインに組み入れること。
- 2) 「A.道内出展者の基礎情報・観光情報」については、北海道の地図を活用するなど、出展地域の場所をわかりやすく伝える工夫をすること。
- 3) PCおよびSP(スマートフォン)の視聴・閲覧を想定したUI/UXデザインとすること。
- 4) ラフ案やデザイン案を企画提案時に試作し、可能な限り具体的に提案すること。
- 5) 既存の映像や写真を二次利用する場合は、権利関係について法に抵触しないよう留意すること。
- 6) 受託決定後、国土交通省北海道運輸局及びその他観光関係団体が実施する関連事業との連携・調整をはかること。

④ サーバ

当機構 GoodDay 北海道のサーバを使用する。

⑤ バナー制作

GoodDay 北海道内に掲載する本事業のバナーを制作すること(「北海道オンライン旅行博LP」への誘導の役割)。

(2) ライブイベントの企画実施・オンライン配信

北海道観光の魅力を海外対象市場の一般消費者(おもにミレニアル世代)に対してライブイベントで紹介する。

[ライブイベントの開催概要]

配信回数(テーマ): 2回(道央・道南エリア、道東・道北エリア 各1回)

配信時期: 令和3年1月～令和3年2月

配信時間: 各回60分程度

言語: 台湾語(台湾・香港)

ターゲット: 各国対象市場におけるミレニアル世代(一般消費者)

[企画提案事項]

以下①～⑤について企画提案すること。

① ライブイベントの企画実施

配信時期、企画内容、プログラムおよびタイムスケジュール、道内の紹介エリア・中継先（実施する場合）について、それぞれ具体的に提案すること。

- 1) 「北海道の今シーズンの冬の魅力」をテーマとし、オンラインで配信する内容とすること。
- 2) 一般消費者が「今こだけ感」やリアルタイムで参加するメリットを感じるテーマ・内容となるよう工夫すること。
- 3) 道内各地や海外の生中継や録画映像を効果的に活用するなど、参加者（視聴者）を楽しませ、SNSでシェアしたくなる内容を企画提案すること。
- 4) 道内各地域を生中継でつなぐ場合は、中継先選定において下記を参考とすること。
参考）北海道で冬に開催されるイベント、雪遊び、冬絶景、グルメ、スキー場、アクティビティ等
- 5) 対象市場における人気 KOL・司会者の起用や、ゲストスピーカーの出演など、ライブイベントへの集客効果や話題性を高める工夫を行うこと。KOL を活用する場合は、北海道に詳しく、観光情報の発信に特化した方を提案し起用すること。なお、KOL の海外渡航は禁止事項とする。
- 6) ライブイベント配信時に、視聴・参加者からの質問を受け付け、代表的な質問に対して中国語（繁体字）で即時回答する体制や仕組みを提案すること。
- 7) ライブイベント参加者の「北海道への興味・関心」をつなぎとめる施策について提案すること。

② ライブイベントの一般消費者（海外）向け開催告知・集客

- ・海外対象市場における一般消費者（来道経験者を中心とした訪日旅行の実施・検討層、北海道ファン、おもにミレニアル世代）を対象に、ライブイベントの開催告知を行うこと。
- ・SNS 及び有料広告の活用方法、広告予算、ターゲット、スケジュール等、具体的に提案すること。
- ・海外対象市場の旅行会社やメディア、日本台湾交流協会、日本政府観光局（JNTO）との協働・連携をはかること。

③ ライブイベントのオンライン配信

- ・ライブイベントをオンラインで配信する。海外対象市場（台湾・香港）での使用率を勘案し、最も適切と考えられる手段を選定すること。またその選定理由について具体的に示すこと。
- ・ライブイベント配信時の通信環境悪化や不測の事態発生時のフォロー策、バックアップ策について具体的に提示すること。

④ アンケートの実施

ライブイベント実施後、ライブイベント参加者を対象に、オンライン上でアンケートを実施すること。アンケート回答者を対象に、「抽選会」を各回で実施すること。当選者に対し送付先情報の取得、ならびに賞品発送を委託事業者側で行うこと。

(3) ライブイベントの録画・編集・YouTube 掲載

[企画提案事項]

- ① ライブイベントを収録・編集加工を行い、機構が指定する YouTube チャンネルにアップロード（掲載）すること。また当該 YouTube チャンネルに関しては、当機構も管理できるよう調整すること。
- ② YouTube チャンネルで配信するセミナー動画の再生数を伸ばすための施策を提案すること（当機構の公式 SNS（facebook、Instagram）並びにその他 SNS の活用、有料広告掲載等）。
- ③ ライブイベント動画共有サイト（YouTube）視聴者の「北海道への興味・関心」をつなぎとめる施策について提案すること。

(4) 報告書作成

- ① 事業実施内容について具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等について記載すること。
- ② ライブイベント参加視聴人数および視聴時間、YouTube の再生回数ならびに再生ユーザー数、オンライン旅行博特集ページのアクセス結果については必ず報告し、Tableau に格納できるデータでも納品すること。
- ③ USB等の電子媒体及び印刷物で提出すること。
- ④ 事業実施に付帯する成果（広告費用換算、メディア露出など）を具体的な数値で整理し、報告書に記載すること。

(5) 成果目標

[企画提案事項]

実施する事業に応じた成果目標を記載すること。目標設定に関する成果指標項目は以下の通りとするため、指標毎に目標値を設定し、目標値の根拠及び測定方法とともに必ず記載すること。なお、下記以外の目標

指標を加えて掲げる場合は、その考え方、測定方法を明記した上で目標を提案すること。定性的な目標についても左記と同様とする。

[アウトプット]

(オンライン旅行博特集 WEB サイト) 日本側の参加組織・団体数、閲覧者数

(ライブイベント) 参加人数

(YouTube 動画) 閲覧者数

(オンライン旅行博特集ウェブサイト) 閲覧者数

[アウトカム]

(エンゲージメント数) 機構 SNS フォロー数

(6) 自由提案

(1)～(3)の事業を効果的にするための施策や、ライブイベントへの集客や視聴者の満足度向上、北海道観光への興味喚起や北海道と一般消費者との関係構築において、効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(7) その他

- ・本事業で作成する資料等については、ネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字を生じることなく、現地で違和感のない内容で発信できる体制を提案すること。
- ・事業で作成した各種ツールや事業実施内容、報告書等の著作権など、増刷や二次利用に係る各種権利は、観光機構に帰属すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大、緊急事態宣言の再発動、国際情勢の急変等により、本事業実施の中止や実施時期の変更、事業規模を縮小する場合もある。本事業実施が中止となる場合は委託者・受託者間で速やかに協議の上、委託予定金額を上限として精算を行うものとする。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和2年10月20日(火) 17時まで
- (2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部(担当：水谷、坂口)
TEL 011-231-6736
E-mail(水谷) m_mizutani@visithkd.or.jp
E-mail(坂口) e_sakaguchi@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：電子メールにて行うこと。
(様式は、任意。メール本文でも可)。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
企画提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものを作成すること。
- (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載すること。
※謝金、制作・運用費、スタジオ・会場使用料、送料、取材費、制作費、広告掲載費、賞品購入費等

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とするが、全体的なイメージを伝えるうえで、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 提案の内容で、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案書は50ページ以内(両面)とする。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部
(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部(担当:水谷、坂口)
TEL 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和2年11月4日(水) 15時まで ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、電子メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関する審査

- (1) 提出された企画提案について書類審査を行い、その後ヒアリング審査を行う。
(全ての企画提案者に対して、ヒアリング審査を行うものではない)
- (2) ヒアリング審査の日時及び場所は、別途通知する。
- (3) ヒアリング審査に参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (4) ヒアリング審査時の追加資料の配布については認めない。
- (5) ヒアリング審査会場に入ることができるのは6名までとする。
- (6) 見積書の内容についてもヒアリング審査の対象とする。

13. 企画提案の評価基準

- (1) 企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。
 - ① 企画提案の目的適合性
事業趣旨や目的を十分に理解した効果的な企画提案がされているか。
 - ② 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
 - ③ 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
 - ④ 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。
- (2) 参加表明又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
 - ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑥ その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合。
- (3) 提出期限以降における参加表明及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。

14. 業務上の留意事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）⇒⇒⇒再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務⇒⇒⇒再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）⇒⇒⇒再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (5) 提出された参加表明及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (7) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度 北海道オンライン旅行博（台湾・香港）事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度 北海道オンライン旅行博（台湾・香港）事業受託コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代

